

介護福祉士実務者養成施設の新規設置及び学則等の変更申請・届出について

事 項			新規・変更承認		届出
			9ヶ月前（※1） 【計画書】	3ヶ月前 【申請書】	1ヶ月以内
新規設置			① → ②		—
学則	修業年限		① → ②		—
	養成課程		① → ②		—
	入所定員 又は学級数	増加	① → ②		—
		減少	—	○	—
	その他（※3）		—	—	○
校舎の各室の用途及び面積			—	○	—
設置者の名称及び主たる事務所の所在地			—	—	○
養成施設の名称及び位置			—	—	○
教員			—	—	○
実習施設等（指導者含む）の変更			—	—	○
指定取消（※2）			—	○	—
業務報告			毎学年度開始後2月以内（5月末まで）に報告		

※1 介護福祉士養成施設等の指定を受けている学校、養成施設、高等学校又は中等教育学校は8ヶ月前までの提出となります。

※2 規則上、提出期限の定めはありませんが、申請の整理で3ヶ月前としています。

※3 学則（カリキュラム等）に関する変更届事項については、以下の表のとおりです。

学則に明示する事項		届出対象	備考
設置目的		—	
履修方法	科目名	○	
	時間数・単位数	○	
	授業形態	—	講義→演習、 演習→講義・演習 等
	授業内容・授業方法	○	授業概要（シラバス等）
学年・学期・休業日、入学時期		—	
入学資格		○	
入学者の選考、入学手続き、退学・休学・復学・卒業、学習の評価及び課程修了認定、入学検定料・入学料・授業料・実習費等、教職員の組織、賞罰		—	